

改正 2006 年の海上の労働に関する条約(MLC)
金銭上の保証要求

－よくある質問 (FAQs)－

重要注記： 改正 2006 年の海上の労働に関する条約（以下、MLC）の発効に関し様々な質問が想定されますが、以下の「よくある質問 (FAQs)」は 2017 年 1 月 18 日の改正 MLC 発効までの準備期間中の組合員とクラブのガイドとなることを意図して作成されています。不明点がないよう鋭意努力していますが、金銭上の保証要求という点に関し、未だ不明点が存在します。また、締約国での条約施行に関し、運用が異なることもあるかもしれません。今後、適宜、更新していく予定です。この「よくある質問 (FAQs)」は法律上の最終的なアドバイスではないことをご理解いただき、組合員は船籍国にも相談することをお勧めします。

証書

1. どのような証書が必要となりますか。

2017 年 1 月 18 日より、改正 MLC 適用となるすべての船舶は、次のことをカバーする 2 通の金銭上の保証が手配されていることを証明する証書を保持し、船舶内に掲示しなければなりません。

- (a) 送還費用に対する船主の責任。具体的には、遺棄船員に対する食料、宿泊、医療費及び 4 ヶ月を上限とする契約上の未払賃金とその他手当（第 2.5 規則、第 A2.5.2 基準の第 9 段落に基づく）。
- (b) 職務上の負傷、疾病や危険に起因する死亡や長期後遺障害に対する、雇用契約や労働協約上の補償（第 4.2 規則、第 A4.2 基準の第 1（b）の段落に基づく）。

2. 証書が必要となる船舶とは？

- ・ 改正 MLC 締約国籍船舶
- ・ 改正 MLC 締約国に寄港する船舶

改正 MLC 締約国の詳細は国際労働機関(ILO)の [MLC データベース](#) で参照可能です。
改正 MLC 非締約国籍船で改正 MLC 締約国に寄港しない場合、MLC 証書は不要です。

3. すべての締約国が金銭上の保証の手配義務を課すことになるのでしょうか。

改正は改正 MLC を批准するすべての締約国に適用されます。しかし、いくつかの国では改正を施行するための手続が遅れているため、改正が適用とならない場合があります。
しかし、組合員は、船籍国や寄港国から MLC 証書は不要だという確認が得られない限り、証書を所持しておくべきでしょう。

4. 改正 MLC はどのような種類の船舶を対象としていますか。

改正 MLC 上の船舶の定義は広範です。「船舶とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する船舶以外のものをいいます。」¹

¹ 改正 MLC 第 2 条 1(i)

改正 MLC は、「通常、商業活動に従事するすべての船舶であって、漁労又はこれに類する業務に従事する船舶及びダウ、ジャンクその他の伝統的構造の船舶以外のもの」について適用します²。

締約国は、国際航海に従事しない 200 総トン未満の船舶を含め、ある種の船舶について改正 MLC 適用の除外とすることができます。締約国はそのような決定をしていることを ILO に通知し、当該国内の決定事項を ILO のデータベースに載せなければなりません³。

5. 最初に発行される証書の有効期間は 2017 年 2 月 20 日までですか、それとも 2018 年 2 月 20 日までですか。

クラブは 2018 年 2 月 20 日まで有効な MLC 証書を発行することができます。ただし、2017 年 2 月 20 日でクラブ変更を考えている組合員、特に、国際 P&I グループ以外のクラブに移動を考えている組合員は、2017 年 2 月 20 日まで有効な証書の発行申込しかできません。

2018 年 2 月 20 日まで有効な証書を発行しようとするクラブは、2017 保険年度更改に際して組合員より、現在加入しているクラブと契約を更改する、若しくは他の国際 P&I グループ加盟クラブと契約を締結する旨の書面を取り付けます。

6. 証書の形式はどのようなものになりますか。

改正 MLC は証書記載項目について規定していますが、定型書式については規定していません。証書の文言は国際 P&I グループにて作成され、締約国の一部にコメントを求めました。そして、同文言は現在 IMO の条約下でクラブが発行しているブルーカードを模したのになっています。

7. 証書は誰に対して発行されますか。

証書は PDF 形式にて組合員に対して発行されます。また、クラブのウェブサイトの加入船検索サイトで証書が発行されているのかをチェックできるようにします。組合員は証書を印刷し、船舶上の船員が容易に閲覧できる場所に掲示しなければなりません⁴。

証書は、IMO 条約下におけるブルーカードや証書の発行手続とは異なり、船籍国が発行するものではありません。しかし、条約を批准している船籍国の中には彼らの記録として、船主に対し証書のコピー提出を求めることがあるかもしれません。

8. 締約国は、国際 P&I グループ加盟クラブが発行する証書を信用調査なしに認容しますか。

締約国は、IMO 条約下で発行されているブルーカード発行体として認容可能な保険会社や保証会社に関するガイドラインに従うものと思われます⁵。国際 P&I グループ加盟クラブが発行する MLC 証書は、追加の信用調査なくそのまま締約国に認容されるでしょう。

² 第 2 条 1.4

³ 第 2 条 5、6 及び 7

⁴ 第 A2.5.2.6 基準及び第 A4.2.11 基準

⁵ 保険会社、金銭上の保証の提供者及び国際 P&I グループ加盟クラブ認容についてのガイドラインとともに 2014 年 7 月 2 日付 [IMO Circular Letter 3464](#) をご参照。

9. 改正 MLC 非締約国籍船が改正 MLC 締約国に寄港する場合には証書は必要ですか。

改正 MLC 締約国は、非締約国籍船を締約国籍船より有利に扱ってはいけないことになっています⁶。また締約国は寄港国検査において、改正 MLC の要求を満たしていることを検査する義務を負っています⁷。よって、国際 P&I グループ加盟クラブは、締約国に寄港することに備え、締約国籍船のみならず非締約国籍船に対しても証書を発行することになっています。

10. クラブは保険契約規定上の免責規定を適用しますか。

ある種の免責規定は適用となります。当該免責規定については MLC 特別条項のサンプルをご参照ください。戦争危険や原子力危険、生物化学兵器使用リスクやサイバーリスク、制裁リスクに関し免責規定があります。

保険

11. 当該リスクは現状の保険契約規定でカバーされますか。

職務上の負傷に起因する後遺障害に対する責任は、保険契約規定の船員に対する現状の通常カバーの範囲内です。送還費用と未払賃金については、海難の場合には現状でも通常カバーとなることがあります。しかし、船主破綻により遺棄された場合の船員の送還費用と未払賃金については現状の P&I 保険の保険契約規定の下では通常カバー範囲ではありません。

12. 上記のように現状の保険契約規定では通常カバーの範囲外というのであれば、改正 MLC 第 2.5.2 基準で要求される未払賃金や送還費用はどのようにカバーされますか。

MLC 特別条項で、クラブが証書に基づき船員に対してクレームを直接支払うことを規定しています。ただし、通常カバーではないクレームをクラブが支払った場合には、組合員に対して弁済を求める規定が設けられています。この規定の趣旨は、船員を遺棄した船主の経済損失のリスクをクラブが過度に負担しないことを目的としています。

13. 国際 P&I グループ加盟クラブは、通常カバー範囲外の当該責任をプール対象とし、プール協定の対象としていますか。

いいえ。各クラブの理事会は当該責任をプール対象としないと決議しました。したがって、当該責任はプールの対象とならず、現在の IG 再保険プログラムの対象とはなっていません。

14. 国際 P&I グループ加盟クラブは再保険を手配しリスクに備えていますか。

はい。国際 P&I グループの再保険ブローカーを通じて一括で再保険を手配中です。1 フリート当たり US\$10M を超過する US\$150M までの再保険カバーが確約されており、US\$190M までカバーを増額する予定です。ほとんどの組合員にとって 1 フリート当たり US\$200M までのカバーがあれば十分と考えられます。ただし、非常に多数の船員を抱えるフリートに対しては再保険カバーが十分ではない可能性があります。

⁶ 第 5 条 7

⁷ 第 5.2.1 規則

15. なぜ再保険のてん補限度額はフリート単位なのでしょう。

遺棄は船主破綻によって引き起こされ、1隻だけに影響するのではなく、フリート単位での影響が出ると考えられるからです。破綻したフリートが複数クラブに跨っていても再保険はフリート単位でてん補限度額が設定されています。

16. 再保険が発動するのはいくらからですか。

再保険は1フリート当たり US\$10M を超過するクレームが発生した場合に発動します。もしある1フリートが、ある1つのクラブだけに加入しているのであれば、当該クラブが US\$10M までを支払います。ある1フリートが複数のクラブに跨っている場合には、それぞれのクラブは、支払金額の割合に応じ、US\$10M に対する割合を負担することになります。したがって、1フリートで US\$10M を超過するようなクレームが発生した場合には、各クラブは協調することが求められています。

17. 船員リスクをクラブに付保していない場合、証書を発行してもらえますか。

船主に船員リスクに関する P&I 保険カバーを提供している保険者が船主に対し証書を発行すべきです。しかし、そうした保険者が証書を発行しようとしない、もしくはできないのであれば、組合員はクラブに対し証書発行を要請することができます。このような要請を受けた場合、他保険がカバーしている責任に対しクラブが責任を負うことになるということを発行に際し認識すべきです。

18. MLC 証書に基づく船員への支払に際し免責金額の適用はありますか。

いいえ。証書に基づく船員への支払いには免責金額の適用はありません。しかし、クラブが船主に提供する保険カバーに対しては免責金額の適用があります。よって、クラブは船員に対し支払った免責金額相当額を組合員に求償します。

船員管理会社

19. 船主の船員管理会社が賃金を支払わなかった場合どうなりますか。

船主の中には船員の管理を船員管理会社に外部委託しているところもあるでしょう。こうした船員管理会社が破綻し、船員に賃金を支払わなかった場合、船主が賃金支払の責任を負います。もしクラブが船員からの請求に基づき支払った場合には、クラブは組合員に対して弁済を求めます。船主もまた破綻していれば、損失はクラブが負担することになります。

国営の社会保障制度

20. 国営の社会保障制度等により船員のリスクが一部カバーされている場合、クラブによる MLC カバーは提供されますか。

はい。改正 MLC は金銭上の保証が、国営の社会保障制度等により提供されることを認容し

ています⁸。クラブが提供する金銭上の保証は、社会保障制度等では賄われない部分につき対応します。

賃金

21. 賃金に対する責任とは何でしょうか。

改正 MLC 第 2.5.2 規則は、4 ヶ月を上限とする賃金とその他給付金に対する責任に関し保証を要求しています。第 2.5.2.2 (c) 基準に規定されているように、少なくとも 2 ヶ月以上契約上の賃金が支払われない場合を含め、船主が船員との相互連絡を断絶した場合には、クレームとして認められます。

22. 「賃金」の定義はありますか？

「船主が船員に対し、雇用契約、労働協約や旗国の国内法に基づき支払い義務を負う未払賃金やその他給付金」に対し保証が必要となります。ただし、保証が必要な未払賃金やその他給付金は、それらの 4 ヶ月分を上限とします。

改正 MLC は「基本給」と「統合賃金」を第 B.2.2 指針で定義していますが、どちらの用語も金銭上の保証という文脈で使用されている用語ではありません。「給付金」という言葉は、法的に正当な労働債権として、船員が支払要求することにつき強制執行可能な債権を意味します。金銭上の保証は、賃金と法的に認められる残業代の支払に対応します。

船員

23. MLC 証書をもとにクレーム提起しようと考えている船員は、船舶上の労働に従事していなければならないのでしょうか？

未払賃金については改正 MLC 第 2.5 規則に規定があります。そして、改正 MLC 第 A2.5.2 基準で遺棄の場合の金銭上の保証について規定しています。金銭上の保証に基づく賃金に関するクレームを提起できるのは、船舶上の労働に従事している船員です。

改正 MLC 第 4.2 規則は雇用契約期間中の職務上の負傷に適用されます。そして、船員が送還される日まで適用されます。金銭上の保証は、船員が船舶上で勤務中、送還中に生じた死亡や長期後遺障害に対応します。

24. 金銭上の保証では、どのような船員がクレームできるのでしょうか。

改正 MLC の定義はとてもシンプルです。「この条約が適用となる船舶上で雇用され、労働に従事するあらゆる人」となっています。一般的に、改正 MLC は船舶上を主たる労働の場としている人の権利保護を意図しています。よって、通常、客船上のホテルスタッフやカデットも含まれます。疑義がある場合に、締約国は改正 MLC が目的としている船員としてどの種の人を含めるのか決定することができます。締約国はそうした決定をした場合、当該国の決定事項と

⁸ 第 A2.5.2.3 基準及び第 A4.2.2.2 基準

して ILO に通知し、同決定事項を [ILO のデータベース](#) に載せる必要があります⁹。

保証の終了

25. MLC 証書の責任を終了させることができますか？

はい。船籍国当局に 30 日より前に解除通知を出すことで改正 MLC は証書の責任を終了させることができる旨、規定しています¹⁰。

証書記載事項

26. 証書記載事項にはどのようなものがありますか。

金銭上の保証を提供する保険会社や保証会社の名称、住所、ウェブサイト
⇒ クラブの本部の詳細な情報が記載されます。

船員が保護を求めてきた場合に対応する詳細な連絡先
⇒ クラブは船員が連絡をとれる電話番号とメールアドレスを記載します。

船主名
⇒ クラブは、登録船主名を記載します。

金銭上の保証の有効期間
⇒ 証書の有効期間の開始は 2017 年 1 月 18 日からで、2017 年 2 月 20 日グリニッジ標準時の正午、または 2018 年 2 月 20 日グリニッジ標準時の正午までです。

27. クラブのウェブサイトに提供される情報はどのようなものですか。

ある船舶に対して MLC 証書が発行された場合には、その旨をクラブの船舶検索サイトに載せることとします。各クラブのウェブサイトは、国際 P&I グループのウェブサイトの [こちら](#) にリストされています。

証書は発行され次第速やかにその旨がウェブサイトに掲載され、解除通知が発行され次第速やかにウェブサイトから証書発行の事実が取り消されます。

以上

⁹ 第 2 条 3 及び 7

¹⁰ 第 A2.5.211 基準及び第 A4.2.12 基準